

「出前行政サービス」を実施しています！

魚沼市では、本人やその家族が市役所に出向くことが困難な方に対し、担当職員がご自宅を訪問し、依頼のあった業務を行う「出前行政サービス」を実施しています。

対象となる方

市内に住民登録があり、市役所に出向くことが困難な方で、以下の条件に該当する方

- ① 満75歳以上の後期高齢者のみの世帯
- ② 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持している方のみの世帯
- ③ 介護・子育て等の理由により外出が困難な世帯

出前行政サービスで取扱う業務

- ① 住民票・戸籍関係証明の発行
- ② 税関係証明の発行
- ③ 各種申請の受付

※本庁舎移転前に、市民センターで取り扱っていた業務が対象となります（業務の性質上、一部対象外あり）

- ④ 相談業務

費用

出前行政サービスに係る費用は無料です。

ただし、証明書交付の場合は、証明手数料が必要となります。

<申込方法>

市民課市民相談センター又は北部事務所に、電話、メール、FAXでお申込みください。

ご不明な点などありましたら、市民課市民相談センターへご連絡ください。



【問い合わせ】 魚沼市役所 市民課 市民相談センター（本庁舎1階）

〒946-8601 魚沼市小出島910番地

TEL 025-792-8844 FAX 025-792-5600